

令和 8 年度事業計画

社会福祉法人 加茂光陽会

社会福祉法人 加 茂 光 陽 会

令和8年度 事業計画

令和8年度事業運営の基本方針

令和7年度は、最低賃金の改正による人件費の増額、一昨年から続く物価・エネルギー価格等の高騰により経営は大変厳しい状況である。特に介護人材不足は深刻さをましている。そのため本法人においては経営改善の観点から休止を継続していた、加茂介護支援センター緑山荘(デイサービスセンター)と緑山荘居宅介護支援センターを令和7年度に廃止の手続きを行った。

今後も引き続き経営環境は厳しいが、質の高い介護サービスの実現、多様な人材確保とIT機器の活用による生産性の向上、介護サービスの適正化・重点化をはかることで制度の安定性・持続可能性を確保することがあげられる。

法人の基本方針として、

- (1)地域における公益的取組を実施する責務として「社会福祉法人は、日常生活上又は社会生活上の支援を必要とする者に無料又は低額な料金で提供される福祉サービスを実施しなければならない」を実行する。
- (2)事業運営の透明性の向上として、「現況報告書・貸借対照表・収支計算書・定款・役員報酬基準・役員報酬総額・利害関係者との取引等」公開する。
- (3)経営組織のガバナンスの強化。
- (4)財務規律の強化。適正かつ公正な支出管理により再投下可能な財産を明確化する。

当法人は、引き続き更なるコンプライアンス経営に徹して行く。

人口の減少と高齢化の進展する地域に於いて、利用者や地域のニーズに的確に対応していけるように、中重度の要介護者や認知症高齢者への対応を強化し、研修と教育を充実させ、全事業所の職員の資質向上、資格取得に努め各事業所のサービスの向上させることを最優先課題として取り組む。

ご利用者の尊厳を保持し安心・安全を提供するために虐待防止の研修、サービス内容の見直しを抜本的に行い、職員の資質および技術向上に徹底して取り組むことと地域包括ケアシステムの中での施設としての役割を果たすことにより、時代に適合した地域に必要とされる事業の推進を図る。

各種感染症の発生および蔓延等に関する取り組みの徹底を継続する。

業務継続に向けた取り組みの強化として、感染症や災害が発生しても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の確認、研修の実施を行う。

経営健全化に向けて、各サービスの人員配置基準や報酬算定において、各種加算を積極的に取得する。

1 福祉施設としての目標

- ①利用者から信頼される、充実したサービス
- ②利用者家族から信頼される施設運営
- ③地域社会から信頼される、心のこもった福祉サービス
- ④地域との交流を深めるイベントの実行
- ⑤職員同士お互いに信頼し合える、職場環境づくり
- ⑥内部及び外部における職員研修、資質向上のための研修受講や資格取得の推進を図る。
- ⑦地域における公益的取組の実施。
- ⑧業務継続計画の検討

2 経営面の目標

【堅実な法人運営・経営改革への取り組み】

- ①経営意識の醸成と経営組織のガバナンスの強化
- ②経営理念、経営方針の明確化と浸透
- ③各事業所とも稼働率 95%の確保
- ④事業運営の透明性の向上
- ⑤財務規律の強化
- ⑥各種加算の積極的取得

I 介護老人福祉施設事業（特別養護老人ホーム緑山荘）

1 事業運営の基本方針

昨年度の施設においては、空床があり入所待機者の少ない状況、介護職員、調理員等の職員配置が安定しない状況がみられた。

令和8年度においては、入所定員の見直しを行うとともに、入所待機者の増加と職員配置の充足と安定を図ることに重点的に取り組むことが必要と考えられる。

入所待機者を増加させるためには、病棟をもつ医療機関、医療系の施設や他の介護保険事業所、居宅介護支援事業所との連携を図ることで申し込みに繋げていく必要がある。

また、選ばれるためには“信頼される魅力ある施設”であることが必要となる。そのためにサービスの向上と職員の資質の向上が重要であるとする。

職員の確保については、外国人職員の受け入れを行っているが、離職率を下げるための取り組みも必要と考えられる。部署や職種の垣根なく職員同士がコミュニケーションを図り、認め合う職場風土が重要となる。

前述の二つの重点項目を実現すべく、各部署、各職種が協力しそれぞれの方針に留意し事業を行う。

<介護の方針>

利用者に負担が掛からないよう無理をせず安全な介助を行う

- ① 利用者の尊厳を保持することを第一に、利用者のニーズに合わせた利用者本位のサービスを提供する。
- ② 職員一人一人が相手を思いやる気持ちを持ち、相手の立場になって考えることができるような自己形成と、職員が利用者の異変、異常にすぐ気付け対応する職場環境を作る。
- ③ 介護の専門職としての自覚を持ち、基本を大切にしつつ、さらに知識や技術の向上を図り、後進の育成に努めることでより良いサービスを提供する。
- ④ 職員一人一人が責任を持って安心・安全を提供するために、定期的に KYT の実施、危険を予測し日々の対応や対策を考え、実施する。
- ⑤ 報告・連絡・相談を密にし、職員間及び多職種との積極的な連携を図り情報共有しサービスの向上に努める。
- ⑥ 日々の生活の中で楽しみを持つ事ができるように行事やレクリエーション等のサービスを提供する。
- ⑦ 家族との関わりが保てるよう 1 回 15 分の時間制限を設け、対面での面会を実施する。又、希望者にはその日の体調を考慮した上で 1 日 3 時間程度の外出を実施する。

<看護の方針>

一人一人に合った衣食住を提供し、体調管理を行う

- ① 毎日の健康状態を観察し、異常の早期発見に努め、嘱託医の指示のものと的確な処置を行う
- ② リハビリやレクリエーションの機会を持ち、心身の維持、向上を図っていく
- ③ ポジショニングについては一人一人適切な対応を心がける
- ④ 新型コロナウイルス、ノロウイルス、インフルエンザ等感染対策については、予防策で施設内感染を防ぐ。発生時は感染委員会を中心に B C P 計画に沿って行動する。
- ⑤ 定期的に家族との連携を図り、安心・安全な関係を保つ。
- ⑥ 看取りケアについては、振り返りを行い、その人に合ったケアを心がける
- ⑦ 歯科衛生士の指導の下、歯磨きを習慣化し、保清・整容に努める
陰部の保清についても注意してみていく
- ⑧ 急変時の対応については介護との連携を図り、適切な処置ができるようにする
- ⑨ 職員間、他職種間の報告・連絡・相談をしっかり行う
- ⑩ 職員の検診を実施、健康状態の把握、指導を行う

<調理の方針>

四季を感じ、食を楽しみ健康維持できる食事を提供する

- ① 目で見て楽しく、安全で美味しく健康維持につながる食事を提供する。
- ② 季節の旬の食材や地元の食材を取り入れ、手作りにこだわり、利用者の食習慣、嗜好等にも配慮し、四季折々の、食文化を大切にしたい食事を提供する。
- ③ 「食べる楽しみ」を重視し、「食べる」ことによって高齢者の低栄養状態などの予防、改善のために、利用者の栄養状態を個別的に捉え栄養ケアマネジメントを行い栄養ケア計画書の作成と食事の提供を行う。
- ④ 他職種と連携し、よりよい食事提供ができるように利用者の嗜好や病状、体調に合わせた個人対応、使用する食器や食具の対応をする。
- ⑤ 日々の作業時の衛生確認、調理職員への衛生指導を行い、食中毒等の事故発生のないように努める。
- ⑥ ご利用者の体調や食事量、嚥下に合わせて栄養補助食品を選定し、必要な栄養が摂取できるように栄養管理を行う。

2 事業実施計画

①利用者定員 60名。

安定した利用者確保のため、津山市全域ならびに周辺部からの受入及び広範囲にわたる地域からの受入も積極的に進める。

②職員の配置

指定基準を満たし、かつサービスの充実を図るため安定した職員の確保に努める。

II 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業（ショートステイ）

1 事業運営の基本方針

利用者や家族が安心・安全に利用していただくことができるように状態確認や利用時の様子についての連絡や報告を密にすることで信頼関係を築くこと、居宅介護支援事業所との連携を行うことが必要となる。

具体的に以下のことについて実施する。

- ① 居宅において自立した日常生活を継続するために、心身機能の維持・向上及び生活リズムの調整、家族の心身への負担軽減を図る。
- ② 家族及び担当の介護支援専門員との連携を密にし、多くの情報を得ることで適切な対応、介護を提供する。
- ③ 連絡ノートなどを活用し利用毎に居宅での状況を把握すること、利用時の状態や様子を家族へ報告することで安心を提供する。

- ④利用中に楽しみを持つことができるように配慮する。

前述の内容を踏まえ、特別養護老人ホームに併設した施設において、短期入所生活介護等事業に積極的に取り組む。

令和8年度においても、本体事業の運営に併せて事業を行う。

2 事業実施計画

- ①1日当たりの利用者定員 6名

特別養護老人ホームの空床利用を合わせて稼働率を上げる。

- ②職員の配置

特別養護老人ホームと一体として職員を配置する。

Ⅲ 地域密着型サービス

介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護
(グループホーム杉宮)

1 事業運営の基本方針

認知症高齢者が家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り生活機能の維持又は向上を目指す。またはその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。(基準省令より)

“基本”を大切にしながら、認知症介護専門の職員が対応しているホーム・地域の中にあるホームであり、介護される人と職員ではなく同じ時間を共に過ごす関係を大切に自分の居場所と思えるホームを作るために職員同士が日々研鑽していく。

2 事業実施計画

- ①利用対象者

要支援2 及び 要介護者

- ②利用定員

18名(9名×2ユニット)

- ③職員の配置(各ユニットにおいて)

介護職員 常勤換算で8人程度(非常勤・兼務含む)

計画作成担当者(兼務) 1人

管理者 2人

④運営

説明と同意 — 入居前や入居時など重要事項についての説明を十分に行い、同意が必要なものについては書面による同意を得る。また重要事項説明書などサービスに関する書類は利用者や家族がいつでも見ることができるようにしておく。重要事項説明書をホームページに掲載する。

計画作成 — 利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて計画を作成する。また地域の特性や利用者の趣味嗜好に応じた余暇活動の提供に努める。

個別支援 — 本人・家族・職員間にて話し合ったサービス計画に基づいた支援を行う。職員間の情報共有を行い『その人らしさ』を大切にしていく。

記録の整備 — 計画に基づいた支援経過や状況などサービス提供に関する内容についてはわかりやすく記録に残しておく。

個人情報保護・プライバシー保護 — 知識を持ち、書類の取り扱いについて注意を払うと共に、職場以外での会話や SNS といったもので安易に情報を漏らすことのないようにする。

感染症の予防及びまん延防止の為の措置 — 感染症に関しての基本的な知識を持ち適切な対応が出来るようにする。医療機関との連携体制の構築。BCP（業務継続計画）を周知徹底し必要な研修や訓練を実施する。

栄養管理 — 塩分測定により薄味を基本とし、地元の食材季節の食材を使用して手作りで「楽しみになる安全な食事」が提供できるように工夫する。同法人の管理栄養士にも相談していく。

健康管理 — 利用者に関しては、日常的にバイタル測定や一般状態の観察を行いながら、異常の早期発見に努める。主治医や訪問看護師による指導を受けるなど適切な対応が出来るようにする。

職員に関しては、腰痛検査、定期的な健康診断と同法人の産業医・看護師の指導も受ける。

身体拘束等の適正化—指針を作成し実践していく。スピーチロックの意識付けも行う。

虐待防止（身体拘束廃止を含む） — 虐待防止に関する担当者を選任し、指針の整備。虐待防止委員会を3か月に1回実施。その内容を職員に周知。最低年2回の研修の実施。外部研修会への参加や勉強会などによりスキルアップを図ることで意識付けと防止に努める。要介護事業の従事者としての責務・適切な対応等を正しく理解する。

非常災害対策 — 消防関係者の指導を受ける避難訓練は年2回であるが、火災だけでなく地震災害などに関する対応について勉強し、対応が出来るようにする。また、地域住民の参加により連携に努める。BCP（業務継続計画）を周知徹底し必要な研修や訓練を実施する。

事故防止・事故発生時の対応。緊急時の対応。リスクマネジメント — 緊急時には利用者本人への適切な対応が取れるようにしておくことと、家族への連絡・行政への

報告など、マニュアルを整備しておく。日頃の記録と共に緊急対応の記録を残していく。

苦情対応 — 苦情はサービスの質の向上を図るうえでの重要な情報であるとの認識を持ち真摯に受け止め、誠意をもって対応する。

地域との連携 — 2か月に1回の運営推進会議において活動状況を報告し、助言を受け要望を聞く機会とする。また、ボランティアの活用や行事などを通じて地域の方との交流の機会を持つ。

自己評価・外部評価・評価結果の公表 — 年に1回。定期的に外部の評価を受けることが義務づけられている。日頃のサービス提供に関して振り返りの良い機会とし、資質の向上に活かしていく。

職員会議・ユニット会議・申し送り — 定期的に行い、利用者に対するケア内容についてはもとより、職員同士の意見交換の場として活用しより良いサービス提供につなげていく。法人理念、ビジョンの共通認識を深めるため、読み合わせを行う。

職員の研修・勉強会 — 内部研修としては、月間目標に掲げている内容について職員それぞれがどれかを担当して資料作成することで意識付けを行う。作成配布した資料を基に意見交換を行いながら日々に活かして実践していく。

外部研修としては、実践に活かせるもの、その職員に適切と思える内容を選び計画的に参加できるようにする。

資格を持たない職員への認知症介護基礎研修等の受講を進める。

- ・ 自立支援、重度化防止に向けた対応として多職種連携やデーターの活用、科学的介護LIFEの活用をする。
- ・ 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい環境づくりに努める。

令和8年度 年間目標・月間目標

○事務室

年間目標		安定経営
月 間 目 標	4月	法人職員の状況把握
	5月	職員確保のための求人活動
	6月	設備・機器点検と補修対応
	7月	節電方針等の徹底
	8月	施設内の環境点検と対策
	9月	職員確保のための求人活動
	10月	上半期の収支状況精査と補正予算編成
	11月	冬期に向けた利用者の環境整備対応
	12月	節電方針等の徹底
	1月	職員確保のための求人活動
	2月	本年度の反省・来年度の基本方針策定
	3月	令和9年度 事業計画・予算編成

○介護室

年間目標	○利用者に負担が掛からないよう無理をせず安全な介助を行う	
月 間 目 標	4月	コールが鳴ったら迅速に対応し、利用者の状態を把握する。
	5月	基本の介護方法を職員間で確認し、介護の知識と技術の向上に努める
	6月	全利用者の口腔ケア、口腔ケアの介助に努める
	7月	室温調節、水分補給等で脱水、熱中症を予防する
	8月	利用者の異変、異常の早期発見に努める
	9月	各担当のベッド、タンスの中、床頭台の整理整頓をする
	10月	褥瘡の知識を学び、予防対策を徹底する
	11月	感染症予防のための知識と技術を習得する
	12月	施設内の環境点検と対策、整理整頓をする
	1月	利用者の感染症予防を徹底し、職員も体調管理をしっかりと行う、
	2月	虐待防止の知識を深める。
	3月	看取りケアや緊急時の連絡や対応が慌てずできるようにする

○医務室

年間目標	一人一人に合った衣食住を提供し、体調管理を行う
月間目標	4月 気温差に留意し、脱水予防を図る
	5月 身体の保清に気を付ける(爪切り、洗面、更衣、陰部等)
	6月 食中毒予防の対応、口腔ケアを実施する
	7月 体温調節、水分補給等で脱水、熱中症予防対策をする
	8月 利用者、職員の健康診断を実施、健康状態を把握する
	9月 リハビリやレクリエーションで心身機能の低下を防ぐ
	10月 褥瘡予防、対策の実施
	11月 利用者、職員の予防接種の計画と実施
	12月 利用者のポジショニングについて、一人ひとり把握する
	1月 感染症予防の対策を徹底する
	2月 利用者の体調や健康状態を把握する
	3月 看取りケアや緊急時対応ができるようにする

○調理室

年間目標	安全で四季が感じられ喜ばれる食事を提供する。
月 間 目 標	4月 事故防止、ヒヤリハットについて1年を振りかける。
	5月 冷蔵庫の温度管理と清掃に努める。
	6月 夏の食中毒の勉強をして知識を深める。
	7月 冷蔵品は冷蔵庫にすぐに入れ、食材の適温を保つ。
	8月 冷蔵庫を活用し、適温での提供に努める
	9月 災害食の場所の確認、消費期限の確認をする。
	10月 冬の食中毒の勉強をして、知識を深める。
	11月 感染症時の緊急対応の確認をする。
	12月 健康管理を行い、体調不良なく業務に取り組む
	1月 適温で提供するため工程を考えて業務に取り組む
	2月 手洗い・手袋の必要性の勉強をする。
	3月 環境整備に努める

○杉宮

年間目標		ご利用者、職員ともに笑顔で笑い声が聞こえる施設づくり
月 間 目 標	4月	ご利用者、ご家族、職員同士の適切なコミュニケーションをとる。 (接遇マナー、苦情対応、ハラスメント)
	5月	地震・大雨・大風・停電 慌てず 動けるようにする。(防災・避難訓練①)
	6月	ご利用者の好む食事を安全に提供する。 (食中毒予防、脱水予防、口腔ケアの重要性)
	7月	認知症への適切な対応ができる。 (認知症への対応方法・アンガーマネジメント)
	8月	正確な介護記録を残し情報共有ができる。 (介護記録、ヒヤリハット、事故報告の書き方)
	9月	“敬老”について考える。(身体拘束・高齢者虐待・人権擁護)
	10月	感染症について理解する。(予防対策、発生時の対応)
	11月	緊急時の対応が落ち着いてできる。 (転倒、怪我、発熱、避難訓練②)
	12月	安全な介護技術を提供する。 (褥瘡予防、事故防止)
	1月	1年を振り返り、次年度への課題を整理する。 (担当や係などの引継ぎの仕方を含む)
	2月	ご利用者の些細な変化に気がつける。 (バイタル測定の方法、高齢者の疾患、高齢者を理解する)
	3月	介護保険制度について学ぶ。 (グループホームとは？地域密着型とは？ケアプランとは？)

資料

令和8年度 社会福祉法人 加茂光陽会 主要行事(案)

	企画実行委員会	特養緑山荘	グループホーム杉宮
4	お花見会	誕生日会 お花見会 リズム体操(食事の前)	お花見 ドライブ 演奏会
5		端午の節句 誕生日会 リズム体操(食事の前)	端午の節句 避難訓練 運営推進会議
6		誕生日会 防災訓練 リズム体操(食事の前)	ミニ運動会
7	納涼まつり(7/25)	誕生日会 納涼まつり リズム体操(食事の前)	七夕まつり 運営推進会議
8		七夕祭り 誕生日会 蓮を見る会 リズム体操(食事の前)	お盆 納涼祭 (8/30)
9	敬老祝賀会(9/21)	敬老祝賀会 誕生日会 重陽の節句 リズム体操(食事の前)	敬老祝賀会 (9/20) 運営推進会議
10	防災訓練	秋の大運動会 誕生日会 秋のお祭り リズム体操(食事の前)	ミニ運動会 避難訓練
11		紅葉狩り 誕生日会 リズム体操(食事の前)	秋祭 運営推進会議
12	新年を迎える会 (餅つき) 12/28	クリスマス会 誕生日会 リズム体操(食事の前)	クリスマス会
1	新年を祝う会 とんど(1/14)	とんど喫茶 誕生日会 リズム体操(食事の前)	お正月 運営推進会議
2		節分祭 誕生日会 リズム体操(食事の前)	節分祭
3		ひなまつり 誕生日会 リズム体操(食事の前)	ひなまつり 運営推進会議

※広報活動

緑山荘だより
(年1回発行)
ホームページ運営(リニュー
ーアル)
イベント時の写真掲示・
提供

※外出(随時)

地域行事への参加
※ボランティア等によるイベント(随時)
保育園児慰問
※給食だよりの発行(毎月)
※家族を招いての食事会
(上記については感染状況に応じ中止及び変更する)

※外出(随時)

買い物・ドライブ
※ボランティアによるイベント(随時)
演奏会等
こけないからだ体操